

※下線部分：変更箇所

2022年規定	2021年規定
<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 総則 本規定に定める車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という）に適合し、公道を走行するにたりる条件を満たしていなければならない。 車両の部品を変更または交換したり新たな部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において上記の保安基準に適合させるとともに、常にその適合状態を維持しなければならない。 完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。 なお、本規定は国内規定であり、国際格式ラリーの参加車両についてはFIA規則に従うこと。<u>第2条2.1）に定義されるラリーRRN車両以外のFIA公認車両が国内格式ラリーに参加が許される場合、法令、競技会特別規則等により特に制限のない限り、国際モータースポーツ競技規則付則J項が適用される。</u></p> <p>第2条 車両の定義 2.1）ラリーRRN車両（RRN車両） FIAによりグループA、R、N（公認有効期限後8年を経過していない車両を含む）として公認された車両で、<u>保安基準に適合し、本編に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有する車両。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 総則 本規定に定める車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という）に適合し、公道を走行するにたりる条件を満たしていなければならない。 車両の部品を変更または交換したり新たな部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において上記の保安基準に適合させるとともに、常にその適合状態を維持しなければならない。 完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。 なお、本規定は国内規定であり、<u>国際格式ラリーの参加車両についてはFIA規則に従うこと。</u></p> <p>第2条 車両の定義 2.1）FIA公認車両（R車両） FIAによりグループA、R、N（公認有効期限後8年を経過していない車両を含む）として公認された車両で、<u>本編に従い、かつ、以下の①～③のいずれかを満たした車両。</u> ①<u>保安基準に適合し、本編に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有する車両。</u> ②<u>臨時運行許可証および番号標を有する車両。ただし、当該許可における運行目的がラリー競技会への参加であること。</u> ③<u>自動車カルネ（"AIT/FIA Carnet de Passages en Douane"等）により一時輸入された車両。</u></p>

2. 2) ~ 2. 5) (略)

第3条~第8条 (略)

第9条 最低重量

各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。

9. 1) RRN車両については当該年のF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループNとして公認された車両については公認書に記載された車両重量とする。

9. 2) (略)

9. 3) 重量計測の条件は下記の通りである。

①~③ (略)

④スペアホイール：

・RRN車両については、最大2本までのスペアホイールを搭載する(スペアホイールを2本搭載している場合は、計測前に1本を取り外す)。

・ (略)

9. 4) (略)

第2章 安全規定

第1条~第3条 (略)

第4条 ロールケージ

4. 1) RRN車両は、F I AまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。ただし、グループNとして公認された車両は、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条8項に従ったロールケージを装着することも許される。

4. 2) (略)

4. 3) 2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車で、2018年11月1日以降に継続生産された車両に上記4. 1) または4. 2) に従いロールケージを装着する場合は、別途定める手続きに基づき、J A Fに申請

2. 2) ~ 2. 5) (略)

第3条~第8条 (略)

第9条 最低重量

各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。

9. 1) R車両については当該年のF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループNとして公認された車両については公認書に記載された車両重量に安全装備(ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。

9. 2) (略)

9. 3) 重量計測の条件は下記の通りである。

①~③ (略)

④スペアホイール：

・R車両については、最大2本までのスペアホイールを搭載する(スペアホイールを2本搭載している場合は、計測前に1本を取り外す)。

・ (略)

9. 4) (略)

第2章 安全規定

第1条~第3条 (略)

第4条 ロールケージ

4. 1) R車両は、F I AまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。ただし、グループNとして公認された車両は、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着することも許される。

4. 2) (略)

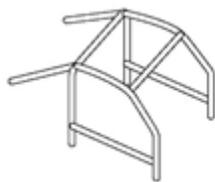
4. 3) 2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が

を行うこと。

4. 4) (略)

4. 4. 1) 6点式+左右のドアバーを基本構造(第2-6図~第2-7図参照)とし、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000ccを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラット(第2-8図~第2-9図参照)を取り付けたロールケージを装着することを強く推奨する。

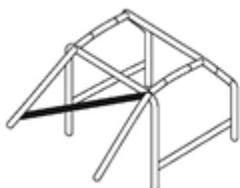
なお、ラリー競技開催規定におけるスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。



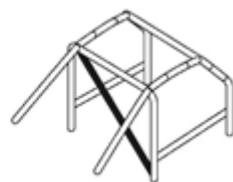
第2-6図



第2-7図



第2-8図



第2-9図

4. 4. 2) (略)

4. 4. 3) 遵守事項

ロールケージの装着に関して下記の規定に従うこと。

①~⑦ (略)

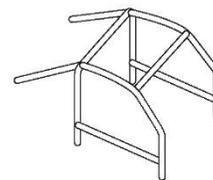
⑧2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車および2016年

記載されているもの)で、2018年11月1日以降に継続生産された車両に上記4.1) または4.2) に従いロールケージを装着する場合は、別途定める手続きに基づき、JAFに申請を行うこと。

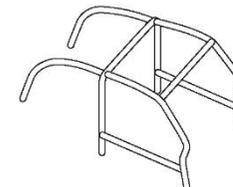
4. 4) (略)

4. 4. 1) 6点式+左右のドアバーを基本構造(第2-6図~第2-7図参照)とし、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000ccを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラット(第2-8図~第2-9図参照)を取り付けたロールケージを装着することを強く推奨する。

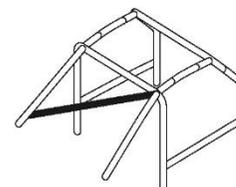
なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。



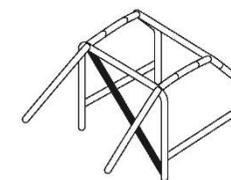
第2-6図



第2-7図



第2-8図



第2-9図

4. 4. 2) (略)

4. 4. 3) 遵守事項

ロールケージの装着に関して下記の規定に従うこと。

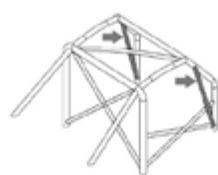
①~⑦ (略)

⑧2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の

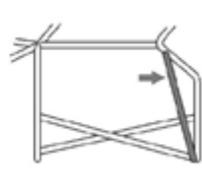
10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車で2018年11月1日以降に継続生産された車両に上記に基づくロールケージを装着する場合、フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強バー（第2-11図～第2-13図参照）を取り付ける場合は、別途定める手続きに基づき、JAFに申請を行うこと。



第2-11図



第2-12図



第2-13図

4.4.4)～4.4.5) (略)

第5条～第7条 (略)

第3章 RRN車両用改造規定

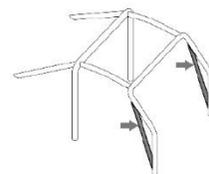
第1条 (略)

第2条 公認部品等

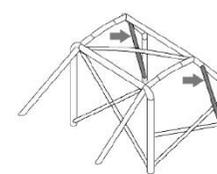
2.1) FIAグループAおよびグループRとして公認された車両については、道路運送車両の保安基準に適合したFIAグループAおよびRに有効なオプション変型（VO）、プロダクション変型（VP）または供給変型（VF）として公認されている部品の使用も認められる。

2.2) グループNとして公認された車両については、保安基準に適合し、FIAグループNに有効なオプション変型（VO）、プロダクション変型（VP）または供給変型（VF）として公認されている部品の使

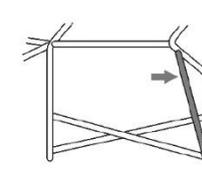
自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているものおよび2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）で2018年11月1日以降に継続生産された車両に上記に基づくロールケージを装着する場合、フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強バー（第2-11図～第2-13図参照）を取り付ける場合は、別途定める手続きに基づき、JAFに申請を行うこと。



第2-11図



第2-12図



第2-13図

4.4.4)～4.4.5) (略)

第5条～第7条 (略)

第3章 R/RJ車両用改造規定

第1条 (略)

第2条 公認部品等

2.1) R車両のうち、FIAグループAおよびグループRとして公認された車両については、道路運送車両の保安基準に適合したFIAグループAおよびRに有効なオプション変型（VO）、プロダクション変型（VP）または供給変型（VF）として公認されている部品の使用も認められる。

なお、グループNとして公認された車両については、保安基準に適合し、本規定で許可されている改造であれば、FIAグループNに有効なオプション変型（VO）、プロダクション変型（VP）ま

用が認められる。

加えて、下記の項目に限り、F I AグループAのオプション変型(V O)として公認されている部品の使用も認められる。

①～⑦ (略)

第3条 エンジン

3.1)～3.10) (略)

3.11) 潤滑油系統

オイルパンへのバッフル(仕切り板)の追加が認められる。当初の方式を維持していればオイルフィルターカートリッジの変更も認められる。

ターボチャージャー付きエンジンについては、ターボチャージャーの潤滑配管を、第2章第1条に従った配管に置き換えることができる。これらの配管にはスナップ・コネクターを取り付けることができる。

3.12)～3.17) (略)

第4条～第5条 (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

または供給変型(V F)として公認されている部品の使用が認められる。

加えて、下記の項目に限り、F I AグループAのオプション変型(V O)として公認されている部品の使用も認められる。

①～⑦ (略)

2.2) R J車両については、J A F登録車両と同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。ただし、本改造規定が優先される。

第3条 エンジン

3.1)～3.10) (略)

3.11) 潤滑油系統

オイルパンへのバッフル(仕切り板)の追加が認められる。当初の方式を維持していればオイルフィルターカートリッジの変更も認められる。

オイルクーラーの変更および取付けも認められる。ただし、新たに取付ける場合は、配管については第2章第1条に従った配管とすること。

ターボチャージャー付きエンジンについては、ターボチャージャーの潤滑配管を、第2章第1条に従った配管に置き換えることができる。これらの配管にはスナップ・コネクターを取り付けることができる。

3.12)～3.17) (略)

第4条～第5条 (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①装着するホイールは、F I A公認書に記載されている数値および国際モータースポーツ競技規則J項第260条の特別規定に定められる数値とすることができる。（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）

②～⑦ （略）

6.2) ～ 6.3) （略）

第7条～第12条 （略）

第4章 R J車両用改造規定

第1条 許可される変更

本規定で許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取り付けは下記に規定され、これを除いては、車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業、または使用や事故により摩耗・損傷した部品の交換に必要な作業のみとする。当該部品の交換は、市販されている全く同一の部品（当該自動車製造者が補修用として設定している部品を含む）とのみ行うことができる。

①R車両に装着するホイールは、F I A公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）

②R J車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）

③～⑧ （略）

6.2) ～ 6.3) （略）

第7条～第12条 （略）

第3章 R/R J車両用改造規定

第1条 許可される変更

本規定で許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取り付けは下記に規定され、これを除いては、車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業、または使用や事故により摩耗・損傷した部品の交換に必要な作業のみとする。当該部品の交換は、市販されている全く同一の部品（当該自動車製造者が補修用として設定している部品を含む）とのみ行うことができる。

R車両については、本章以下の条項で許可されている改造のみ、F I A公認部品以外の使用が認められるが、その他はF I A公認状態を維持しなければならない。これを除いて車両に対して行うことのできる作業は、道路運送車両法および保安基準適合に係わる事項のみ許される。

・ 第5条5.1) 、 5.3)

・ 第6条6.1) ①③～⑧、 6.2)

・ 第7条7.1.1) 、 7.1.5) ～7.1.7) 、 7.2)

・ 第9条9.1.6) 、 9.3.2) 、 9.4)

・ 第12条

第2条 公認部品等

J A F 登録車両と同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。ただし、本改造規定が優先される。

第3条 エンジン

3. 1) ～ 3. 11) (略)

3. 12) マウント・ブッシュ

エンジンおよびトランスミッションマウントのブッシュは、取り付

第2条 公認部品等

2.1) R車両のうち、F I AグループAおよびグループRとして公認された車両については、道路運送車両の保安基準に適合したF I AグループAおよびRに有効なオプション変型 (V O)、プロダクション変型 (V P) または供給変型 (V F) として公認されている部品の使用も認められる。

なお、グループNとして公認された車両については、保安基準に適合し、本規定で許可されている改造であれば、F I AグループNに有効なオプション変型 (V O)、プロダクション変型 (V P) または供給変型 (V F) として公認されている部品の使用が認められる。

加えて、下記の項目に限り、F I AグループAのオプション変型 (V O) として公認されている部品の使用も認められる。

①当初のものと同一直径・同一重量のエンジンフライホイール (当初のエンジンフライホイールが2分割構造の場合に限る)

②オートマチックトランスミッションのフライホイール

③オートマチックトランスミッション

④安全ロールケージ

⑤座席取り付け具および支持具

⑥セーフティハーネス (安全ベルト) の取り付け点

⑦2 / 4 ドア変型

2.2) R J 車両については、J A F 登録車両と同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。ただし、本改造規定が優先される。

第3条 エンジン

3. 1) ～ 3. 11) (略)

3. 12) マウント・ブッシュ

エンジンおよびトランスミッションマウントのブッシュは、取り付

け点の数を維持し、取り付けマウントのラバー部材は、材質および形状の変更を含み加工および変更することが出来る。

3. 13) ~ 3. 17) (略)

第4条 駆動系統

4. 1) ~ 4. 2) (略)

4. 3) クラッチ

ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカバー、クラッチリリースシリンダーおよびベアリングを変更することが出来る。ただし、数および直径の変更、ならびにカーボン製の使用は許されない。機械式クラッチを電磁式クラッチに、電磁式クラッチを機械式クラッチに変更することは認められない。

4. 4) (略)

4. 5) シフトレバー

シフトレバーおよびシフトノブの変更は許される。

4. 6) ディファレンシャル (略)

4. 7) ~ 4. 7. 3) (略)

第5条 (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6. 1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

① 装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

け点の数を維持し同一材質および形状であれば硬度の変更は認められる。

3. 13) ~ 3. 17) (略)

第4条 駆動系統

4. 1) ~ 4. 2) (略)

4. 3) クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーは重量を含み自由。ただし、数および直径の変更、ならびにカーボン製の使用は許されない。

4. 4) (略)

4. 5) ディファレンシャル (略)

4. 6) ~ 4. 6. 3) (略)

第5条 (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6. 1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

① R車両に装着するホイールは、F I A公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

② R J車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

<p>②～⑦ (略) 6.2) ～6.3) (略)</p> <p>第7条 制動装置 7.1) 主ブレーキ 7.1.1) ～ 7.1.3) (略) 7.1.4) リアブレーキへのプロポーショニングバルブの装着は、<u>調整式のものを含み交換することは認められる。</u></p> <p>7.1.5) ～7.1.7) (略) 7.2) ハンドブレーキ レバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持していなければならない。<u>油圧式ハンドブレーキの追加取り付けも認められる。</u></p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 AE車両用改造規定</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 RF車両用改造規定</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>③～⑧ (略) 6.2) ～6.3) (略)</p> <p>第7条 制動装置 7.1) 主ブレーキ 7.1.1) ～7.1.3) (略) 7.1.4) リアブレーキへのプロポーショニングバルブの装着は、<u>車両公認書のオプション変型(VO)として公認されたもの、および同一車両型式に設定されたものに限り認められる。</u></p> <p>7.1.5) ～7.1.7) (略) 7.2) ハンドブレーキ レバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持していなければならない。</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 AE車両用改造規定</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 RF車両用改造規定</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--